

E メール配信 (Mon 08/11/2021 08:56)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①日本渡航時の「入国・帰国後 14 日間の自宅待機期間内の行動制限の緩和措置」

及び「外国人の新規入国制限の緩和措置」について 11 月 5 日に厚生労働省は、各種緩和措置について発表をいたしました。

<主なポイント>

・業所管省庁の事前の審査と受入責任者の責任の下で行動管理等を行うことを前提に 14 日間の自宅待機期間内の行動制限の緩和措置及び外国人の新規入国制限の緩和措置を実施する。

自宅待機期間内の行動制限の緩和措置

・企業等の受入責任者の管理の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限を緩和する。(10 日待機→3 日待機+ 7 日行動管理)

・対象者は下記要件を満たす必要がある

- 「3 日待機指定国」又は「非指定国」からの入国 ※シンガポールは「非指定国」に該当- 有効な新型コロナワクチン接種証明書の所持

- ①日本人の帰国者、②在留資格を有する再入国者、③商用・就労目的の 3 か月以下の短期間の滞在の新規入国者、又は④一部の長期間の滞在の新規入国者

・本緩和措置を受けるためには、受入責任者が必要となる。当該帰国・入国者を受け入れる受入責任者が業所管省庁に申請、審査され、かつ、入国時の検疫で新型コロナワクチン接種証明書が有効と認められることで下記、緩和措置を受けることができる。

- ①入国後 3 日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ること、最短 4 日目以降から活動計画書に記載された活動が可能となる。

- ②入国後 10 日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ること
とで、残りの待機期間が短縮される

外国人の新規入国制限の緩和措置

・外国人の新規入国制限を緩和する。（短期ビジネス滞在、長期滞在の新規入国を許可）

本内容につきましては、下記厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

厚生労働省『水際対策強化に係る新たな措置（19）について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)